



# 第七中学校

校長 柏木 圭子

## 秋になりました

校長 柏木 圭子

やっと秋らしい気候になってきました。七中の向かいにある栄町公園の木々は早くも葉を落とし始めました。学校では後期に入り、2年生を中心とした生徒会が発出し、10月21日には初めての生徒朝礼では新しい委員長たちが活動方針などを堂々と発表しました。その頼もしい姿にこれからの活躍への期待が高まりました。

さて2年生の廊下に、国語の授業で作成した「おすすめの本新聞」が掲示してあります。タイトルを見ていくと、今、話題になっている本をはじめとしていろいろな本が紹介されていて、興味深く感じました。

「〇〇の秋」の〇〇に入る言葉の一つに「読書」があります。読書によって語彙が増える、読解力がつくなどのメリットがあげられますが、なによりも読書は楽しいです。いつのまにか登場人物になり切って、自分だけの世界を作り上げることができます。本当におもしろい本と出合った時は、最後のページが近づくのが残念でならないこともあります。

どの本を読んだらよいかわからない、といったときに、大きな助けになるのが図書館です。とりあえず、といったら申し訳ないですが、好きなジャンルの書架に行き、面白そうなタイトルの本やきれいな表紙の本を手にとってみるのもひとつでしょう。また図書館には新刊のコーナーがありますし、区立図書館のホームページには、貸し出し回数の多い本のリストなども載っていますので、本を選ぶ参考にできます。さあ、読書の秋、一生の友だちになれる本をさがしましょう。

## 史上彩響<sup>さいきやう</sup> 一番楽しい文化祭

10月19日（土）文化祭舞台の部を行いました。内容は、午前中に合唱コンクールとして、学級ごとに課題曲、自由曲を発表しました。本番に向けて実行委員やパートリーダーを中心に、自分たちの合唱をよりよくするためには、と意見を出し合い、練習を重ねてきました。その光景がとても仲良く、ほほえましい様子でした。また音楽の授業でも同様に、録音した合唱を聞いて話し合いをすることで、上手になっていくことも経験しました。1年生の元気な歌声、2年生の力強い歌声、3年生の美しい歌声、と成長を感じました。

合唱コンクールの結果は以下の通りです。

グランプリ 1年3組 2年1組 3年2組

審査員特別賞 5組

午後には5組太鼓演奏、各学年発表、生徒会演劇、吹奏楽部演奏を行いました。5組の太鼓演奏は力強い響きと隊形変化で練習の成果をいかになく出し切ることができました。各学年の発表では、1年生は「魚沼自然教室」、2年生は「職場体験」、3年生は「修学旅行」について事前事後学習で調べたことや、現地での楽しかった思い出を、クイズを交えて発表しました。生徒会はボランティア週間に行ったユニセフ募金の理解を深めてもらおうと、ユニセフの活動について調べ、劇で説明してくれました。吹奏楽部は夏の吹奏楽コンクールで演奏した曲など、楽しい演奏を行ってくれました。

## ボランティア週間

10月15日から19日まで、本校ではボランティア週間として活動しました。地域清掃、ユニセフ募金、コンタクトレンズの空ケース回収など、生徒会が中心となって取り組みました。



16日に行った地域清掃には、200名を超える生徒が参加し、グループごとに学校周辺、栄町公園、アリオ前などをきれいにしました。日頃から清掃の行き届いている地域ではありますが、空のペットボトルや空き缶が落ちていたり、お菓子の袋があったりと、かなりの量のゴミを回収し、回収したゴミを分別する作業をとおして、日頃、家庭でゴミを捨てるときに、きちんと分別しているかを考えた生徒もいました。また地域をきれいにするだけでなく、きれいな状態を保つことの大切さを学びました。

ユニセフ募金は、この週間で、登校時に協力を呼びかけ、2万円を超える募金をしていただきました。日本ユニセフ協会に振り込み、役立ててもらいます。

コンタクトレンズの空ケース回収は、16日から19日まで保健委員が活動しておこないました。4日間の回収は全校生徒、教職員からの協力で6,153個回収できました。さらにこの期間以外にもご持参いただき、10月には8,362個の回収ができました。これは回収活動を始めてから最も多い数です。ご協力ありがとうございました。

## あだち中学生会議

足立区教育振興ビジョンの改定にあたり、子どもの意見を聞く場として「ミライの“学び”をデザイン！あだち中学生会議」が10月14日（月）に開催されました。教育長、教育委員と区内中学校生徒会代表者35名が参加し、「わかりやすい授業って？」「どんな授業だとやる気が出る？」「居心地のよい学校って？」「大人に伝えたい！」などについて小グループに分かれて意見交換をしました。令和7年度から14年度までの教育に関する計画に中学生の意見を取り入れ、より良い計画にすることになっています。

本校からも生徒会の代表1名が参加し、意見を述べました。またその様子を生徒朝礼で報告しました。

## 自転車運転に関する法令が改正されました(警視庁ホームページより)

令和6年11月1日道路交通法が改正されました。自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されました。

**運転中のながらスマホ** スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。ただし、停止中の操作は対象外です。

**違反者** 6月以下の懲役または10万円以下の罰金

**交通の危険を生じさせた場合** 1年以下の懲役または30万円以下の罰金